

第22回 国立市都市計画審議会会議録（要旨）

| | |
|---|--|
| 日 時 | 平成22年7月29日(木) 午前 10時00分～11時00分 |
| 場 所 | 市役所2階 市議会委員会室 |
| 議 題 | 「諮問案件」 (1) 国立都市計画道路3・3・2号東京八王子線の変更について（東京都決定） 「付議案件」 (1) 国立都市計画道路3・5・9号国立東線の変更について（国立市決定） |
| 出席委員 (敬称略) | 林会長、山下委員、関委員、石塚委員、長内委員、斉藤委員、 大和委員、板谷委員、海藤委員、大塩委員、澤田委員、岡田委員 |
| 事務局等 | 関口市長、小澤都市振興部長、佐伯都市計画課長、田代環境保全課長、 町田都市計画係長、宮澤 |
| 傍 聴 者 | なし |
| 議 題 | 議 案 「諮問案件」 1. 国立都市計画道路3・3・2号東京八王子線の変更について（東京都決定） 「付議案件」 2. 国立都市計画道路3・5・9号国立東線の変更について（国立市決定） 報告事項 1. 国立市都市計画マスタープランの見直し（改訂）について |
| 要点記録 | 議案1について、原案のとおり承認された。 議案2について、原案のとおり可決された。 |
| <p>国立市都市計画審議会運営規則第13条第2項の規定により、ここに署名いたします。</p> <p>平成22年7月29日</p> <p>議 長</p> | |
| <p>指名委員</p> | |

第22回 国立市都市計画審議会

平成22年7月29日(木)

市役所2階委員会室

林会長 : おはようございます。本日は、ご多忙のところ、皆様のご出席をいただきまして、まことにありがとうございます。

それでは、ただいまから第22回国立市都市計画審議会を開会いたします。

ご案内にもありますように、本日の議題といたしまして「国立都市計画道路3・3・2号東京八王子線の変更について」、東京都からの意見照会を受けて、市長より諮問がありました議案1件と、その関連案件になりますが、国立市決定になります「国立都市計画道路3・5・9号国立東線の変更について」が、同じく市長より付議されております。

以上の2件について、本日はご審議いただきたく、都市計画審議会を開催する次第です。

なお、報告事項としまして、「国立市都市計画マスタープランの見直し(改訂)について」の1件を、最後にご報告をさせていただきます。

それでは、委員の出席であります。五十嵐委員より、都合により欠席の旨連絡を受けておりますので、ご報告いたします。ただいまの出席委員数は12名であります。したがって、審議会条例第7条の規定に基づき、定足数に達しておりますので、これより議事日程に従い会議を進めさせていただきます。

それでは、次に、会期の決定についてお諮りいたします。会期でございますが、本日1日とすることにご異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり)

林会長 : 異議なしの声がありますので、会期を本日1日といたします。

続きまして、審議会運営規則第13条に基づき、第22回国立市都市計画審議会の会議録に署名する委員を指名いたします。これにつきましては、大和委員を指名いたします。

それでは、ここで市長さんからごあいさつをいただきます。

関口市長 : 皆さん、おはようございます。お忙しい中、また足元の悪い中、第22回国立市都市計画審議会にお集まりいただきまして、まことにありがとうございます。

先ほど、会長さんから審議の内容につきまして報告がありましたけれども、私からも改めて申し上げたいと思います。まず、審議をしていただく内容は2つございます。初めに、東京都からの意見照会によります「国立都市計画道路3・3・2号東京八王子線の変更について」の諮問案件が1件でございます。こちらにつきましては、東京都が決定する都市計画となっております。決定に先立ち、国立市に対して意見照会がありましたので、審議会のご意見をお伺いするものであります。なお、今回答申をいただきましたら、東京都に対して回答をしてみたいと考えております。

2点目は、ただいまの関連になりますが、国立市決定案件であります「国立都市計画道路3・5・9号国立東線の変更について」の1件を付議いたします。こちらにつきましては、都市計画法の規定に基づき、本日の審議を経まして、東京都決定の案件と同時に都市計画変更の告示をしてみたいと考えております。

以上2件になりますけれども、よろしくご審議のほどお願いいたします。

それと、報告事項としまして「国立市都市計画マスタープランの見直し（改訂）について」の現在の状況と、これからの予定について報告をさせていただきます。

あわせて、よろしくお願いいたします。

林会長：ありがとうございます。

それでは、議題に入ります。「国立都市計画道路3・3・2号東京八王子線の変更について」、事務局より説明をお願いいたします。

事務局：おはようございます。それでは、説明の前に、本日の資料の確認をさせていただきます。

初めに、事前にお渡ししてあります、国立市都市計画審議会資料No.1の「国立都市計画道路3・3・2号東京八王子線の変更について（東京都決定）」と、国立市都市計画審議会資料No.2の「国立都市計画道路3・5・9号国立東線の変更について（国立市決定）」と、国立市都市計画審議会資料No.3の「国立市都市計画マスタープラン見直し（改訂）フローチャート」の3種類と、本日、机の上に配付させていただきました、今日の議事日程と議案書が2枚と、国立都市計画の変更について（諮問及び付議）の写しの4枚の資料となります。

それでは、「国立都市計画道路3・3・2号東京八王子線の変更について（東京都決定）」についてご説明いたします。国立市都市計画審議会資料No.1をご用意願います。まず、表題にあります東京都決定ですが、これは都市計画法に基づき、決定権者が決められているため、明記されているものでございます。

本日諮問いたしました1件は、東京都が決定する都市計画道路であります。決定に先立ちまして、国立市に対して意見照会がありましたので、審議会の意見をお伺いするものです。そして、この件について答申をいただいた後に、東京都に対して回答してまいりたいと考えております。その後、東京都において、平成22年11月18日に開催予定の東京都都市計画審議会に付議され、平成22年12月中旬ごろに変更告示がされる予定となっております。

1ページをお開きください。計画書になります。国立都市計画道路中3・3・2号東京八王子線を、次のように変更するものでございます。起点の国立市富士見台一丁目から、終点の日野市万願寺一丁目まで、約2,730メートルを、構造形式を地表式で、車線の数を4車線、幅員を28メートルにするものでございます。

なお、今回の都市計画変更ですが、平成10年11月に都市計画法が改正され、改正前に都市計画決定された道路で、車線の数が定められていない場合は、初めての都市計画変更の際に、当該変更とあわせて車線の数を都市計画に定めることになっております。よって、今回の区域の変更にあわせて車線の数も定めることになっております。

また幅員について、異なる区間がある場合は、当該路線の2分の1以上の延長を占める幅員としています。

次に、地表式の区間における鉄道等の交差の構造ですが、JR南武線、中央自動車道、幹線街路3・3・15とは立体交差で、そのほか幹線街路と平面交差が1カ所あります。

ただし書きとして、国立市富士見台一丁目から国立市大字谷保字東之原まで約260メートルは、幅員を40メートルから41メートルとし、両側に10メートルの環境施設帯

を設けます。また、国立市泉一丁目から、日野市万願寺一丁目までの既存約970メートルは、幅員が25.3から48.9メートルでございます。

なお、変更理由ですが、下段に記載されておりますが、交通の円滑化を図り、健全な市街地の発展、都市防災の強化、沿道環境の保全に寄与するために変更するものでございます。

また、本路線の事業の実施が、周辺環境に与える環境については、東京都環境影響評価条例に基づく環境影響評価書案のとおりであり、都市計画を定める上で支障がないと判断するものでございます。

次に、2ページをお開きください。変更概要でございます。先ほどもご説明いたしました、国立市富士見台一丁目から、国立市大字谷保字東之原までの約260メートルの区間を、幅員28メートルを40メートルから41メートルに変更し、車線の数を4車線とし、両側に10メートルの環境施設帯を設置するものでございます。

次に、3ページをお開きください。案内図でございます。赤色で着色してありますところが、今回国立市内の都市計画決定をするところでございます。なお、図中を通りの名称を記載しておりますが、主なものを載せておりますので、あらかじめご了承願います。

次に、4～5ページと、6～7ページをお開きください。計画図でございます。区間が長いので、4～5ページの2分の1と、6～7ページの2分の2の2枚となっております。右下に参考と記載しておりますが、これは東京都からの意見照会に添付してありました図面をコピーし、縮尺を変更しておりますので、参考という表示といたしました。

今回の拡幅部分を赤色で示しております。具体的には、幅員を28メートルを40メートルから41メートルに変更し、車線の数を4車線とするものでございます。また、残る区間の国立3・4・1号、甲州街道より西側の日野バイパス部分については、既に完成しておりますが、車線数を4車線と決定するものでございます。

説明は以上でございます。ご審査のほどよろしくお願いいたします。

林会長 : 説明が終わりました。

それでは、質疑、討論、採決の順に進めてまいります。

初めに質疑を承ります。

長内委員。

長内委員 : この道路は、私が聞いているところによると、地域の方々が、特に府中の方々に反対だというふうな運動が起こっているように聞いていますけれども、その辺についてはどういうふうな把握していますか。

林会長 : 事務局。

事務局 : 府中市の都市計画審議会が5月に行われておりますけれども、その中で、確かに反対意見も出ているということではございましたが、府中市の都市計画審議会では、問題ないという形で聞いております。

林会長 : 長内委員。

長内委員 : 特に国立区間というのは非常に短い区間です。その中でも、反対だということも、私は実際に聞いています。しかしながら、こういうふうな大きい事業ですから、これはきちっと住民の方々が納得するような形で、きちっとお話し合いする必要があるのだ

と思います。

この間も説明会も何度もやられているというのを知っていますが、その辺を十分慎重に住民の方に説明をして、納得を得てやっていただきたいと思います。

意見は後で言います。

林会長 : ありがとうございます。

ほかに質疑はございませんでしょうか。

板谷委員。

板谷委員 : 先日、この都計審の前に説明をいただいたのですが、国立部分はオーバーパスになるわけです。それで、以前東京都の説明のときに、こちらの環境影響評価書のあらましをいただいて、ここの中の図を見ておりましたら、ちょうどオーバーパスの部分のところは、ご説明のときには環境施設帯はつかないとおっしゃいましたけれども、この図を見ていますと、その断面図に木が植えてあるのです。それで、環境施設帯の定義と申しますか、これだと1本程度は植えられるものなのかしらと判断できるのですけれども、そのあたりの整理をちょっとご説明願えますか。

林会長 : 事務局。

事務局 : 確かに、南武線のところをオーバーパスをするということで、側道が両サイドにつくのですけれども、そのさらに外に植樹帯というところで、歩道を含めた、木が植えられるようなところは確かにつきます。

林会長 : 板谷委員。

板谷委員 : ありがとうございます。環境施設帯の定義というのは、どういうものがあるのか、今、ご説明できますか。

林会長 : 事務局。

事務局 : 環境施設帯というのは、道路の環境保全のために、道路用地を取得して管理することになっております。その部分に植樹帯とか、路肩とか、歩道とかというのがつくというのが環境施設帯の定義という形になっております。

林会長 : 補足ございますか。よろしいですか。

ほかに、質疑いかがでしょうか。

よろしいでしょうか。

(「なし」の声あり)

林会長 : なければ質疑を打ち切ります。

続きまして、本案にご意見がありましたら伺います。

長内委員。

長内委員 : 意見を言わせてください。

今、この大きな幹線道路ということですから、これは東京都の全体計画の中で進められています。しかしながら、今、車両の登録台数、それから実際に走っている車の台数というのは非常に減っています。これはもちろん不況の問題もあります。もう1つは、高齢化の問題もあります。そして、実は2015年までは首都圏でも人口は増加するということになってはいますが、これが過ぎますと、激しい勢いで人口の減少ということが起こるわけです。

そういった点でいえば、今まででしたら、道路というのはつくらなければパンクしますよと、つくらなければ、周りの方々が迷惑しますよ、産業に影響しますよというようなことで、道路をつくるということは基本的には社会的に大きな役割があるということできたのだけれども、今になって、人口減少が目の前になったときに、この道路がほんとうに必要なのか、どうしてもつくらなければならない道路なのかというのは、非常に難しい問題なのです。

そして時間がたてばたつほど、これはやっぱり要らないのではないだろうか、これはやっぱり今のままでいいのではないだろうか、十分道路もすいてきたではないかという議論というのは当然予想されますので、そういった点も含めまして、強引に進めるというようなことのないように、それで住民の方々の意見をよく聞いて、そしてまたこれは非常にお金がかかることですから、そのお金はどこから持ってくるのだという議論にも当然なってきましたので、そういった点、慎重に道路をつくる際については、今まで以上に慎重にやっていただきたいということを一言言わせていただきます。

以上です。

林会長 : ありがとうございます。

ほかに。

板谷委員。

板谷委員 : 環境施設帯について質問させていただきましたけれども、どうしても構造上オーバークラスの部分は環境施設帯を設置することができない、側道に1本程度の木が植えられるということなのですけれども、3・3・15号線を築造するときもそうでしたけれども、橋脚のところの緑化をするだとか、今これだけ温暖化が問題にされていますので、なるべく環境施設帯までいかななくても、ある程度の緑を配する工夫というのができるかと思えます。そういったことをぜひ東京都のほうにも伝えていただきますようお願いを申し上げて、賛成といたします。

林会長 : ほかにご意見ございますでしょうか。

斉藤委員。

斉藤委員 : これは諮問ですので、国立市が今日のさまざまな委員の意見を東京都のほうに上げるということですので、そういう意味から、関連する点として意見を述べておきたいと思えます。

今回のこの3・3・2のこの国立の部分に関して、地元の説明会を開いたけれども、地元の国立の市民の参加した人からは、これとって大きなこの道路の築造に関する異議はなかったというふうに、先日担当者から聞かせていただきました。

この部分、道路というものは、当然この部分とともに、この前後も一体的な形で築造しなければ、道路の形態、また十分なる意義が反映されないということですので。そういう意味からは、この部分に関しては、ぜひさまざまな意見を聞きながら築造をしていただきたいと思っております。

しかし、これとともに、この府中のもう少し北側にいったところに、これから分離、分かれて3・4・5というものが、この3・3・2から分かれていくという形で、これは今回の諮問とは関係ございませんけれども、道路という形態から進めば、この3・3・2と

ともに3・4・5という道路も、ぜひ早急なる形で築造等に入っていただきながら、国立の全体の道路の円滑なる道路形態をさらに進めていっていただきたいということを意見としてつけておきたいと思います。

林会長 : ほかにいかがでしょうか。

石塚委員。

石塚委員 : 私も、今、3人の方のご意見を聞いておりましたし、また、この道路の府中市との議員の有志による促進という形の中で、日々活動してきました。そういった点では、やはりこれを早期に実現していただきたいということで賛成していきます。

これは、今いろいろと出ておりますように、経済的、社会的な背景の中で、道路が必要かどうかといういろいろな問題が出てくると思います。しかし、都市基盤の整備の中で、防災という大きな観点から見た場合にも、この道路は必要ではなかろうかということと、やはり幹線整備することによって、枝葉になる裏のほうの通りの車の抑制というようなことも出てまいります。

ですから、東京都でもやっているような環境アセス、これを十分理解し、また市民の方にも理解していただいて、早期実現するように、私どもとしても賛成していきたいと考えております。

以上です。

林会長 : ほかに。

大和委員。

大和委員 : では、私も一言だけつけ加えさせていただきます。

ほかの委員からもお話がありましたが、この路線、今、東側の部分はもうできたという形で、これから進められていきますが、ぜひとも早急に進めていただき、確かに道路が車自体の絶対数的には減ってきたということですが、やはり環境を考えた道路でなければいけないということは根本かと思っています。そういった面を含めて、地域住民の方も、やっとこれで行く方向性が決まったと理解をして、また将来の方向性も考えているのではないかなと思っています。

そういった意味では、早急な進みと、それとまた関連で、先ほど出ました、国立部にもなりますけれども、都市計画道路3・4・5号線、さくら通りの延長線になりますけれども、ぜひともそれも今後進められていくことをお願いをいたしまして、賛成とさせていただきます。

林会長 : ほかにございませんでしょうか。

よろしいでしょうか。

(「なし」の声あり)

林会長 : なければ打ち切ります。

それでは、お諮りいたします。「国立都市計画道路3・3・2号東京八王子線の変更について」、本案を原案のとおり承認することにご異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり)

林会長 : 異議なしと認め、本案は原案のとおり承認することにいたします。

次に、「国立都市計画道路3・5・9号国立東線の変更について」、事務局より説明を

お願いいたします。

事務局 : それでは、「国立都市計画道路3・5・9号国立東線の変更について（国立市決定）」について、ご説明いたします。

国立市都市計画審議会資料No.2をご用意いたします。まず表題にあります国立市決定ですが、これは都市計画法に基づき、決定権者が定められているため、明記されているものでございます。

1ページをお開きください。計画書になります。国立都市計画道路中、3・5・9号国立東線を、次のように変更するものでございます。起点の国立市東三丁目から、終点の府中市西原町四丁目まで、約1,480メートルを、構造形式を地表式で、車線の数を2車線、幅員を12メートルにするものでございます。なお、今回の都市計画変更ですが、平成10年11月に都市計画法が改正され、改正前に都市計画決定された道路で、車線の数が定められていない場合は、初めての都市計画変更の際に、当該変更とあわせて車線の数を都市計画に定めることになっております。

よって、今回の区域の変更にあわせて、車線の数も定めることになっております。

なお、変更理由ですが、下段に記載されておりますが、府中都市計画道路3・2・2の2号東京八王子線の一部幅員の変更に伴い、これに接続する本路線の終点位置を変更するものでございます。

次に、2ページをお開きください。変更概要でございます。府中都市計画道路3・2・2の2号東京八王子線の一部幅員を変更することにより、終点位置が約8メートルずれることから、終点位置の変更が生じ、その位置を府中市西原町四丁目に変更することに伴い、車線の数を2車線と決定するものでございます。

次に、3ページをお開きください。案内図でございます。赤色で着色してありますところが、今回の都市計画決定するところでございます。

なお、図中の通りの名称を記載しておりますが、主なものを載せておりますので、あらかじめご了承願います。

次に、4ページをお開きください。計画図でございます。左上に参考と記載しておりますが、これは東京都からお借りした図面をコピーし、縮尺を変更しておりますので、参考という表示といたしました。

計画図は、上段と下段に分かれておりますが、上段の右側の旭通りから、南に曲がったところの丸印が起点で、図面上段の左側の①-①とあるところから、下段の右側の①-①につながります。そして最後の四角に囲った部分が今回の変更箇所、拡大図を左下に記載しております。府中都市計画道路3・2・2の2号東京八王子線の一部幅員変更に伴い、黄色い矢印の位置から、赤い矢印の位置に終点を変更するものでございます。

なお、本路線は全線幅員12メートルで、車線数は2車線とするものでございます。

また、この国立都市計画道路3・5・9号国立東線の都市計画決定権者は国立市となります。このため、国立市で都市計画決定するものは、東京都の同意を受けることとなっております。東京都からは平成21年9月18日に同意を受けております。その後、都市計画法第21条第2項において準用する同法第17条第1項の規定に基づき、都市計画の案の公告縦覧を平成21年10月5日から2週間行いました。縦覧者は4名で、意見書の提出は

ありませんでした。今後、都において国立都市計画道路3・3・2号の変更と、府中都市計画道路3・2・2の2号の変更について、平成22年11月18日に開催予定の東京都都市計画審議会に付議され、平成22年12月中旬ごろに変更告示が予定されております。

都市計画変更の理由が、府中都市計画道路3・2・2の2号の変更に伴うものでありますので、この告示と同時に、国立都市計画道路3・5・9号の国立決定の告示も行う予定です。

説明は以上でございます。ご審議のほど、よろしくお願いいたします。

林会長：説明が終わりました。

それでは、質疑、討論、採決の順に進めてまいります。

初めに質疑を承ります。

大和委員。

大和委員：それでは、1点です。

今回の変更の理由が2点ほどあるということでありました。府中3・3・2の2の部分の終点部分がずれるということなのですが、8メートルずれるということなのですが、これに伴って道路地権者の変更、要するに道路の引かかる部分の人の変更とか、地権者の変更というのは出てくるのかというのが1点と、3・5・9号線について、今12メートルで2車線ということですが、現在この12メートルの位置を占めているところは、どこからどこまでか、この2点について質問します。

林会長：事務局お願いします。

事務局：地権者の変更ということでございますけれども、府中市の都市計画道路が28メートルから36メートルに変更するということでございます。それに伴って、今回終点の位置が変更するということでございますけれども、地権者が変わるのかどうかということですが、具体的に、測量については、まだ入っておりません。この図上だけで見ますと、終点の位置が変わるということで、地権者の変更というのはないと思っております。

それから、今、全線12メートルということですが、現在完成しているところは、第三小学校の東側にあるのですが、そこところが両サイド歩道がついておりますけれども、その部分だけが完成しております。残りの部分については、まだ12メートルが確保されておりません。できているところは、第三小学校のところだけということでございます。

林会長：大和委員。

大和委員：そうしますと、この3・5・9、今後ここで決定をして12メートルということですが、実際にバス通りとして、今ちょうど東の二丁目交差点から三小の入り口の手前までというのが、私は12メートルぐらいあるのかなと思ったら、その部分はまだ狭いということですから、その拡幅ということも今後考えていくということによろしいのですか。

林会長：事務局。

事務局：この路線につきましては、第三次の優先整備路線ということでは挙がっておりません。ですので、現在拡幅するという予定にはなっておりません。今後の計画ということになると思います。

林会長：石塚委員。

石塚委員： 今、関連になるのですけれど、3・5・9号線で、例えば我々が市のいろいろな活動をする中で、地元の要請を受けて、コミュニティバスを走らせてほしいというようなことをやっているわけです。三次の中には、優先的な道路にはなっていないということですが、例えば、この終点の部分が当然変更されるということにあわせながら、今度新しい政令によって車線数を示しなさいと。2車線と載ってきております。実際上は学園通りのところの接合の部分から、三小通りの交差点まで、非常に危険なところなのです。これは片側1車線なのです。交差するためには、歩いている人をどいてもらわなければいけない。自転車に乗っている人は、とまって、よけなければいけない。

このような状況になっていながら、こういった機会に、国立市としては、東京都と一緒にこの付議事項の中で意見を上げてははいないのですか。上げたのですか、上げていないのですか。

林会長： 事務局。

事務局： 意見としては、上げておりません。ここについては、確かに狭い区間がございます。ここについては、今後の課題ということで、ほかにも都市計画道路がございます。どこを優先的に整備するかというのは、またこれから考えていかなければいけないと考えております。

林会長： 石塚委員。

石塚委員： それはちょっと対応がまずいです。やはり現状を今優先の問題でやらないということではなくして、これだけいろいろな意味で、あそこは例えば消防署の谷保出張所の前、あそこも交差するときには、東側は歩道の上に車を上げなければいけないのです。それで走っている現実を、部長は知っておりますか。

林会長： 事務局。

事務局： 議員ご指摘の谷保出張所にあたる前面道路ですけれども、非常に狭いということを受けているのは、本日だけではなくて、これまでのいろいろな場面で、市民の方からもいただいております。そのために歩道を片側つけたという経過もございます。そのために車道がさらに狭くなってしまったということがあります。

現状の道路幅員、歩道を含めた道路幅員の中では、これ以上の整備が難しいものですが、拡幅、用地買収しか方法がないというのが現状でございます。ただ、消防署がある、また第七小学校の通学路でもあるということがありますので、安全対策についてはいろいろな面で検討しております。

1つは、時間的な規制などを現在もさせていただいております。それと、抜本的な解決として考えておりますのが、今回の都市計画道路の整備でございます。これは3・3・2号線の整備によって、通過道路的な交通を集約できるだろうということで、先ほど委員の方からお話がありましたように、地域に走っている車両が通過車両であれば、幹線道路に移行できて、少しでも危険の道路がなくなっていく、そういうような取り組みをしていきたいと思っております。

また、この3・5・9の都市計画道路ですが、昭和36年に決定以来、進捗はしておりません。これは地権者の方々にも、一方では規制をしているわけですが、課長が説明したように、優先的に整備路線を掲げまして、都市計画道路としては、ほかの路線をま

ずは進捗させて、その次の課題となっておりますので、都市計画道路としての道路整備については、今後ということでございますので、地域の安全対策については、他の方法でやらなければいけないと思っております。

林会長 : 石塚委員。

石塚委員 : いつも同じ答弁で、あまり新鮮味がなくてがっかりしておりますけれど、要するに、私どもが一昨年東京都といろいろ、幹部の方たちと有志の人たちが折衝し、これには当然都議の方も入っております。そのときに、国立市はもっと積極的に、こういった問題点が提起されているところを何とか改善してほしいという、こういう時期にあわせて出しておかなければ、次の第四次の優先道路の中の着工のあれにも入らないと思うのです。

これはたまたま今回、終点が変わるとい、いい要因のところですから、その辺のところも意見を付して、私は出してほしいなと要望しておきます。

林会長 : ほかにございませんか。
よろしいでしょうか。

(「なし」の声あり)

林会長 : なければ質疑を打ち切ります。
続きまして、本案にご意見がありましたら伺います。
石塚委員。

石塚委員 : 今いろいろと質疑させていただきましたが、これはやはり整合性の関係では、どうしてもこれは変更しなければいけないということですから、これは認めていかなければいけないと思います。

ただ、先ほど質疑の中でも意見的なことを言いましたけれど、やはりこの道路を、どうせここで乗ってきているときに、やはり話題に乗るわけですから、そのときに、こういった整備という問題も、東京都に地元から強く出してくれば、東京都は動くのです。地元から出ていかないから、動かないのです。

ですから、国立市を囲んだ立川からも、府中からも来るところで、国立に入るとみんな道が途絶えているわけです。それはやはり国立市の行政のあり方だと思うのです。そのようなことをよく考えて、これからもこういった都市計画審議会等にも諮っていただきたいと思えます。

ということで、結論としては賛成していきます。

林会長 : 大和委員。

大和委員 : 私もこの付議案件については賛成させていただきます。

先ほど質問させていただいた中で、やはり3・5・9は都市計画道路という形で、36年から手がついていないということでございますので、ぜひこれも、この前の案件である3・3・2号線の変更に伴って付議されていると思いますが、この関連した形の中で、やはり今、第三次計画の優先道路として計画に入っていないですけれども、意見として、ぜひ早期に四次に乗る、またそれより早く動けることであれば、3・5・9の早期拡幅をしながら、地域の安全と市民の安全を確保していただければと思っております。

以上です。

林会長 : 長内委員。

長内委員： 国立は道路がつながっていなくて使いにくいと、ほかのまちから入りにくい。だから道路をつくったほうがいいのだろうという意見もたくさんあることはあると知っていますが、国立の箱根土地がつくったところの考え方、佐野学長と一緒につくったときの考え方は、当時あった里道をつぶしてまで、他からの侵入を、要は隔離した町とまでいかないですけれども、非常に抑制した形でまちづくりというのをつくってあります。そういった点では、このまちの成り立ち、文教都市、そしてまた大学まちということで、繁華街を排除してきた。それから、いろいろな工場だとかもできるだけ抑制してきたという経過がありますから、そういった点では、できたときの理念を考えると、道路で他市とつなげるということがいいというふうには、私は考えていません。やはり静かな環境で、しっかりして勉強できる環境というのは非常に大事な理念ですので、こういった点、大事だということで、私は一言言わせていただきます。

林会長： ほかにございませんでしょうか。

岡田委員。

岡田委員： ちょっと素人っぽい意見で恐縮なのですが、ずっと昔に策定されたのがなかなか動かないというのは、市民としては、どこまでリアリティーがあるのだろうかという疑問がいつもあるのですけれども、それで、東八のほうからくる道路がさくら通りに連結するというのは優先的に動くというような話で伺っておりまして、それとあわせて考えますと、今の3・5・9が延長して、この日野バイパスまでいくという話が、私にとってはあまり、ほんとうにこんなところの買収が進んで動くのだろうかというところは、いまだにどうも疑問に思えてならないところでありまして、とは言っても、やはりこの部分が今、かなり細くて使いにくくて、危ないというような状況も把握しておりますので、もし3・2・2の2というのをほんとうにさくら通りに通すという話が進むのであれば、そちらを優先的に考えて、ここは逆に車をあまり通さないという道にするという考え方はないのだろうかと思ったことがあります、それをちょっと述べさせていただけないかなと思っております。

林会長： ありがとうございます。

ほかにご意見ございませんか。

大塩委員。

大塩委員： 日本の道路はどこもかしこも対面ではないですか。対面でない狭いところも対面。結局そこはちょっと違うのではないかと思うのだけれど、学園通りの角から旭通りの坂下のところ、あれは完成道路ではないのですね。あれはまだ未完成。我々が観察すると、あれは完成していて、あの角から三小までの間が未完成、そのような感じを抱えています。わずかこのぐらいの部分が、何とかならないのかというところですよ。

リングという考え方がヨーロッパにはあります。まちの周りを、かなり重要なところをわかのような状態にして、中に車を入れなくて、できるだけ外側を通してしまおう。中に車を入れないことによって、非常に不便。だけど、そのリングの考え方では、一方通行を中心に考えています。こここのところ、この狭いところを対面にしなければいけない理由がどうしてもわからないのです。国立ではどこも、かなり中のほうでは一方通行の道路があるのだけれど、こういうかなり重要なところに、狭いところを対面にしている。

先ほど事務局のほうで、ほかの何らかの方法を考えたいといわれたときに、やっぱり交通の流れか、車の流し方を考えていただくことによって解決する部分が、しばらくはあるのではないかなと思うのです。ここを南から北へ行く道路の車の数と、逆に南から北へ上がる車の数の調査をしながら、住民の方がどちらへ出たいのか、今のコミバスを使うときに、北に回るような回し方のコミバスがあれば、国立駅へ出ていける。逆の回りになってくると、非常に使いにくい。使い勝手が悪い。外から来る流入してくる車は、そのところをどちらに使おうとしているのか。あの道路の東側に府中七小の通りがあって、あれは北行きの方通行。それと逆に使えば、あれも共用するような感覚でもって道路を見ていくということによって、何らかの解決策が出てくる。我々は、こういう解決策をやっています。だから石塚委員とか大和委員が東京都に対して、私たちは、国立はこういうやり方も考えていますよ、だから何とか考えてほしいというようなやり方も、1つの上を動かす力になってくるのではないかな。

一方通行というのは、もっともとうまく考えながらやっていくことが必要なのではないかなと思います。

意見です。全体計画については賛成です。

林会長 : ほかにございませんでしょうか。

今回の付議案件に直接ではありませんが、関連して貴重な意見を委員の皆様からちょうだいできたと思っています。ぜひこれは行政のほうでもご検討いただければと思います。

それでは、意見も打ち切りまして、採決に入りたいと思います。

それでは、お諮りいたします。「国立都市計画道路3・5・9号国立東線の変更について」、本案を原案のとおり決することにご異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり)

林会長 : 異議なしと認め、本案は原案のとおり決することにいたします。

議題につきましては、以上でございます。

次に、報告事項といたしまして、「国立市都市計画マスタープランの見直し(改訂)について」、事務局より報告をお願いします。

事務局 : それでは、報告事項の「国立市都市計画マスタープラン見直し(改訂)について」、説明いたします。

国立市都市計画審議会資料No.3国立市都市計画マスタープラン見直し(改訂)フローチャートをご用意いたします。都市計画マスタープランは、国立市の総合的な都市計画の方針として、平成15年2月に策定され、おおむね20年程度の将来を展望し、平成35年を目標としています。そして、この都市計画マスタープランにおいて、5年をめどとして市民参加による評価を行い、必要と認められた場合は見直しも行うことにしています。そのため、平成18年度から作業に入っているものでございます。

フローチャートの見方ですが、左側にありますように、平成18年度から平成22年度までの流れを記載しております。左側から順番に、庁内での検討の流れ、次に市民会議等の流れ、次に議会の説明及び報告の流れ、最後に都市計画審議会における報告等の流れを載せております。

前回平成21年11月18日に開催された第21回都市計画審議会では、平成21年度

中段記載の市民会議が、二次報告書を市長に提出し、その内容の説明まで行わせていただきました。

本日は、それ以降の経過と、今後の予定についてご説明いたします。二次評価報告書を市が受け、水色の箇所になりますが、庁内検討会で見直し案の検討を行い、平成22年3月から4月にかけて東京都と協議を行い、それを受け、さらに庁内検討会で検討し、現在は点線の部分になりますが、見直し案の最終確認を行っております。

今後、見直し案の確認が終わりましたら、緑色の部分になりますが、委員の皆様には事前に個別に資料を配付し、同時に内容もご説明したいと考えております。お忙しいとは思いますが、よろしく願いいたします。

また同様に、議会にも報告し、市民の方には市報、ホームページ等で公表し、ご意見をお伺い、今年11月ごろに予定している第23回都市計画審議会に付議したいと考えております。

以上で報告事項の「国立市都市計画マスタープラン見直し（改訂）について」の説明を終わります。

林会長： 報告が終わりました。報告事項ですが、何か質問などございましたらお受けいたしますが、いかがでしょうか。

板谷委員。

板谷委員： 今、市民意見については市報、ホームページ等でというご説明がございましたけれども、何月ごろの予定でしょうか。

事務局： まだ最終確認が終わっておりませんので、はっきりしたことは申し上げられないのですが、最終確認が終わりまして、委員の皆様の説明をし、議会のほうにも説明した後に、市報、ホームページという形になると思っております。

林会長： 板谷委員。

板谷委員： 流れはわかったのですが、おおむね何月ごろかということはお答えいただけないのでしょうか。

事務局： 確認作業が延びてしまいますと、そのままずっとずれてしまいますけれども、具体的に今、月を申すということであれば、10月ぐらいというふうには今、予定しておりますけれども、ただ最終確認が延びていきますと、それもだんだん延びていくということになってしまいますので、今スムーズにいけば10月ぐらいには市民の方へホームページ等で公表できるのではないかと事務局では考えております。

林会長： 板谷委員。

板谷委員： 何度もごめんなさい。これで終わります。現在、国立市では第二次基本計画の策定に着手しているところです。都市計画マスタープランと基本計画は、非常に密接な関連がございます。市民会議の皆様方が非常に熱心にご協議くださって、二次評価を出していただき、懇談会を市内で何カ所も開いてくださったわけですが、最初に都市計画マスタープランがつくられたときほどの盛り上がりは、残念ながらなかったわけですが、やっぱり当局もどれほどそこに力を入れて、市民にこういったことを周知させていく努力をしたかということも問われてくると思うのです。

ですから、ちょうど今、申し上げた基本計画、第二次基本計画と、時期的に一緒になっ

ていますので、市民説明会なども市報やホームページだけでなく、ドッキングさせてやるということもあわせて市当局にはご検討していただきますようお願いを申し上げます。
以上です。

林会長 : ほかにいかがでしょうか。

澤田委員。

澤田委員 : 今の意見と関連するのですけれども、このスケジュールを見せていただいている、この見直し案、中身をまだ拝見させていただいていないので、何とも言えないのですが、その案を市民の方にまた公表して意見をいただくというところで、このスケジュールが、これを見た限りでは、公表して意見をいただく期間が1週間か2週間かわかりませんが、1カ月かもしれません、何かそれでもう流れてしまうような気がして、もちろんこれまで市民会議の中で皆さんの意見を集約しているわけですが、もうちょっと市民の方の意見を聞いて、またそのいろいろな会を開いたり、そういったことをしていくということが、やはり今後必要なのかなと思いました。

これは意見として述べさせていただきたいと思います。以上です。

林会長 : ほかにいかがでしょうか。

大塩委員。

大塩委員 : 公表するという、お知らせするというものが下手ですね。ご意見を伺いたいといって、調査でもっていろいろな方をお呼びしています。この間も、四次の基本計画について皆さんのご意見を伺いたいという形で、市の庁舎を使ってやったのだけれど、来た人数はほんとうに少ない。ほんとうに来ている人は、もともと関心がある人たち。関心がある人は来るけれど、関心のない人は来ない。だけど、一般大衆は気持ちは全部ゆだねているわけなので、そのゆだねていることに対してもっと積極的な広報活動をしないといけない。

市報が読まれていると思ったら大間違いで、市報は大体読まれていないと思わないといけない。もっと読まれる市報に変えないと、紙面のつくりが全然読めないのです。ホームページをごらんくださいでは、どれだけの人がホームページを見るだろうか。だれでもがアクセスしやすい、見たらおもしろそうな、引っ張っていく、そういう力を持ったホームページをつくっていかないと、結局行政のやっていることに対して、結果的に無関心を生んでしまうのではないかと。

マスタープランをずっとこの間も話したのですが、やっても結果的に何も進んでいないのを見ると、絵にかいたもちをさらにつくり上げていっても、結果的に何もやっていないのではないかと、さらに市民はそっぽを向いてしまう。もっと見られるような工夫を積極的に画面の中、文面の中、紙面の中につくってほしいなと思います。

新しく見直し案が提示されると思いますけれど、それは見えるように、だれも見やすい、だれもが関心を持てるような、小学生でも関心を持てる、そういうものにつくっていかないと、下から育てないと難しいと思います。あきらめてしまう。あきらめが、一番物事を困難にさせていく大きな原因だと思います。

ここにおられる人たちは、みんな関心があるからわかるのですけれども、関心のない人には、また日々見ているからわかるのだけれど、見ていない者にとってはわからない。サッカーなど知らない人でもワールドカップがあったから見たではないですか。サッカーとい

うものをみんな理解しようとした。だけど、あれがなかったらば、やはりサッカーは2002年に日韓で終わりだったのです。

もっとみんなが見られるような、見やすい広報活動というのを、ここで言うものかどうかわからないのだけれども、ここでも広報活動しなければいけないのだから、そういう活動をぜひやってほしいと思います。

林会長 : ほかに質問などございませんでしょうか。

(「なし」の声あり)

林会長 : よろしいでしょうか。

なければ、報告事項を終わります。

以上で議事日程のとおりすべて終了いたしましたので、これもちまして第22回国立市都市計画審議会を閉会いたします。

本日はご苦労さまでした。

— 了 —